

令和3年度（2021年度）
第6回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和4年2月3日（木）13：30～18：00
場 所：北海道第二水産ビル8階 8BC会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長

総合政策部計画局計画推進課課長補佐

建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長

川村 秀明

上坂 勇人

中野 雅博

ほか

1 開会

2 議事

(1) 過年度評価対象地区の事業完了後の報告 [19 地区]

【事務局（総合政策部計画推進課）】

令和3年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（以下、「事前評価実施方針」という。）9の規定に基づき、事前評価対象地区の事業完了後において、事業を行ったことによる事業目的の達成状況や事業効果などを確認するため、事業完了後における地区の状況や事業効果等を本委員会に報告（以下、「完了後報告」という。）するもの。

今年度の対象地区は農政部所管の19地区で、道営土地改良事業費18地区と道営農村総合整備事業費1地区。

本報告は、平成25年度から3年間の試行を経て平成28年度から本格実施しており、平成29年度には「成果・効果の示し方」や「報告時期」等の見直しを行い、毎年度の本委員会で報告。

今年度は前年度の公共事業評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）での意見を反映して、「総事業費変更内訳」の追加や「アンケート調査結果」の記載の改善など、記載内容を充実化。

本報告に係る前年度の専門委員会での意見として、総事業費変更については、変更内容を一括で記載せずに要因ごとの内訳で記載してもらいたいという意見のほか、事業費の増額理由が非常に分かりづらく、さらには総事業費が適切に積算されているか疑問といった意見が出されたところ。また、アンケート調査については、基本的に回収率100%を目指してもらいたい、マイナスの意見があればきちんと記載してもらいたいといった意見のほか、昨年度は回答戸数が記載されていなかったため、多くの受益者が事業に対して感じている印象が把握できないといったことから、視覚的に把握しやすい工夫が必要といった意見が出されたところ。

事務局会場の都合により、整理番号10の説明と質疑、整理番号1～9の説明と質疑、整理番号11～19の説明と質疑の順で進行。

「整理番号10 道営農村総合整備事業費（中山間地域総合整備事業） 南たどし地区」

【農政部農村整備課】

整理番号10の南たどし地区に係る事業完了後の内容等について、資料1に基づいて報告。

《 質 疑 》

特になし。

「整理番号1 道営土地改良事業費（経営体育成基盤整備事業） 江部乙北西地区」

「整理番号2～9 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型）」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

整理番号1のみが採択年度の関係で他の8地区と事業略称が異なっているものの、9地区とも水田地帯の整備に該当するため、9地区を一括で説明・質疑。

【農政部農地整備課】

整理番号1～9に係る事業完了後の内容等について、資料1に基づいて報告。

《 質 疑 》

【柏木委員】

全体を通しての質問である。

まず、【総事業費変更内訳】について、総事業費の増額理由として「資材・労務単価等の上昇」がほぼ全ての地区に共通しているが、採択前に将来的な単価の上昇額を見込んで事業費を積算することは難しいのか。

【アンケート調査結果】の「○主要作物（水稻）の収量」について、転作作物を作付しているほ場もあるにもかかわらず、なぜ事業完了後に水稻に限定して、しかも1作だけを対象に収量の増減を聞く必要があるのか。

また、「○作業時間」について、経営面積が変われば総作業時間が変わるが、例えば1ha当たり作業時間の増減は聞いているのか。

さらに、ほ場整備は営農経費の節減を目的としているのに対して、アンケートには経費節減に係る設問がないのか。

【農政部農村計画課】

最初の質問について、資材・労務単価等の上昇額は物価上昇等を考慮して毎年決められるものであり、計画策定段階では事前に想定できないことから、計画策定段階の事業費に将来的な単価を反映させることはできない。

【アンケート調査結果】の収量について、当該項目には主要作物の収量を記載することとなり、整理番号1～9は水田地帯の事業であるため、主要作物として水稻の結果を記載している。

また、「○作業時間」については、ほ場における感覚的な作業時間のアンケート調査結果を記載している。

最後の4点目について、全体的な説明をすると、生産基盤の整備による効果を把握するため、農地整備を行っている道営事業の完了地区において令和2年度からアンケート調査を行っており、整理番号1～9では138戸の受益農家を対象としている。このアンケート調査の内容は作物の収量や作業時間だけではなく、農業経営や地域農業に与える影響等の設問もあるが、様式6には「○主要作物の収量」と「○作業時間」に係る結果を記載している。

これら以外の項目について、基盤整備を実施した感想を口頭で簡単に報告すると、農地整備事業（経営体育成型）では約9割が大変満足又は満足していると回答している。その主な回答内容としては、収量の増加や品質の向上による収入の増加、作業効率の向上による営農労力の軽減、異常気象による被害の軽減といったような回答であった。

【柏木委員】

なかなか無理がある回答ではないか。

ほ場整備の目的として、営農経費の節減をほぼ全ての地区で謳っているにもかかわらず、それに対して現状のアンケートで適切な回答を得ることは難しいと思われる。また、完了直後のアンケートのため、1作しか作付していないことや大型機械を導入していない農家もいることから、アンケートへの回答が難しいところもあるかと思われる。

今後、きちんと実態を把握できるように、アンケートの設問をもう少し整理した方が良いかと思う。

【渡部副委員長】

【アンケート調査結果】で2点の質問があって、まず整理番号8の西長沼東地区について、アンケートの回収率は100%となっていながら内容を見ると無回答ばかりであるが、これはどういうことなのか。結局、1戸や2戸の回答を記載して、残りは無回答というアンケート結果になっており、あまりよろしくないのではないか。

次に、「○その他（現場での改善意見）」について、現場で農家から直接聞いた話を記載してほしいという私の意見を様式6に反映してもらっているが、全ての地区で「特になし」となっている。特になしというのは、農家から意見も何も聞かなかったのか、立ち話も何もなかったのか、本当に何もないのか不思議で、人と話していたら何かしら意見というものは出てくるはずであり、それを生の声として書いてもらいたい。アンケートはわざわざ書かなければいけな

いが、会話の中ではいろいろなことが何気なく出てくるため、それを吸い上げて当該欄に記載してもらいたいという趣旨だったが、「特になし」というのは、農家全員が全く何も話さなかったのかを教えてください。

【農政部農村計画課】

1点目の質問について、整理番号1～9は水田地帯の事業であるため主要作物として水稻の結果を記載しているが、整理番号8の西長沼東地区は転作率8割以上で転作が非常に進んでいる地域となっており、水稻が少なかったことから回答できずに無回答が増えたと考えている。

なお、アンケート調査では小麦への回答が最多となっており、口頭で結果を報告すると、1～3割程度増収したという意見が5戸中5戸で、このうち3戸は作業時間も減ったと回答している。

【農政部農地整備課】

2点目の「○その他（現場での改善意見）」について、当該欄には記載しなかったが、「○主要作物の収量」や「○作業時間」で「実施前と変わらない」という回答があり、現場でも同様の話があったのは確かで、それをそれぞれの欄で記載したという認識である。

【渡部副委員長】

是非、農家の生の声はそのまま素直に記載し、原則として「特になし」がないようにしてもらいたい。

また、水稻の話であるが、「○主要作物の収量」として水稻の結果を記載しながら、水稻は主要作物ではないということでは、何の事業なのかということになるため、もう少し丁寧にフォローしてもらいたい。農家の責任ではないかもしれないが、回答した農家も本当に困ったのではないかという気がする。その辺りは工夫が必要ではないかと思われるため、是非、対応をお願いしたい。

【内田委員長】

柏木委員と渡部副委員長の意見は貴重で、事業効果をこのアンケート結果で見ることができると思われるため、アンケートの内容、集計方法、表現方法をもう少し工夫してもらいたい。

【中前委員】

少し気になった部分として、どの地区も離農する農家数が非常に多いという印象を受けている。例えば整理番号1の江部乙北西地区では、受益戸数が事前評価時の60戸から事業完了時には48戸に減少している。短期間のうちに離農して農家戸数が減っている印象で、資料1を見ていて、いずれの地区も同様の傾向があると思った。

たった数年のうちにこれだけの農家が離農するということは、例えば事業完了から5年が経過した時に、更に離農する農家が増えていってしまう可能性があると思われ、そうなった時にせっかく事業を行った地区が、その後、どのようになっていくのかというのが資料1を見ていて気になった部分である。

このことは実際に年数が経過してみないと分からないところであり、完了後にフォローアップ等を行っているか分からないが、完了後の農家戸数の推移を教えてください。

【農政部農村計画課】

事業実施に当たっては、事前に離農予定の農家の状況等も聞き取りを行い、離農を見込んで事業計画を策定している。このことから、計画策定時点では現況の農家数となっても、事業完了時には先行して離農する農家も含めて農家戸数が減って集積率に反映されている。

全体的な担い手農家の状況であるが、手元に数字等はないものの、年々、農家数が減少する状況においても営農が続けられるように整備を行っているところである。

【農政部農地整備課】

道としては事業によって少しでも離農が減るように取り組んでいるつもりであり、今の意見を踏まえ、より一層、頑張って農家のためになるような事業を行っていきたいと思う。

【中前委員】

了解した。

整備には多額の事業費を掛けているため、事業完了後には離農農家になるべく出ないように、できれば事業完了後のフォローアップをお願いしたい。

【柏木委員】

そもそも区画整理の目的は、農家戸数の減少に伴って農地集約され、少ない農家でも経営できるように大区画化を目指しているというのが本質ではないのか。今の質問に対して、そのような回答ができないのか。

【農政部農村計画課】

指摘のとおりである。

【柏木委員】

それであれば、そのように回答すればよいのではないか。

このような道営事業によって農地が集約されるのを契機に、体力の弱い農家が離農して、農家戸数が急激に減る傾向にあるということは言えないのか。

【農政部農村計画課】

そのようなこともあろうかと思う。

【柏木委員】

正確に回答した方が良いと思われる。

【内田委員長】

中前委員と柏木委員の意見は重要と思うが、中前委員の意見に関連して、多額の事業費を掛けているため、整備後に離農した場合でも農地が引き継がれれば問題ないが、必ずしも引き継がれていない場合があるため、事業に参加するのであれば、事業完了後も数年は営農を継続することが本来の考え方であり、そこはなるべく変わらないようにしてもらいたい。ただ、もし離農があったとしても、作業の効率化や大規模経営が可能なものを目指しているということもあるため、柏木委員の意見も重要だと思われる。

【アンケート調査結果】について、数点をお願いしたい。

まず、作物の収量と作業時間をまとめる場合にはクロス集計で整理してもらいたい。自己負担したにもかかわらず、収量が増加せず作業時間も変化なし又は増加したという農家がいるとあまり良くないと思われるため、そのような結果が見えるように整理してもらいたい。それと併せて、作業時間は経営規模の拡大によって増加することから、柏木委員が指摘したように、単位面積当たりの時間を聞かないと評価できないため、もう少し工夫してもらいたい。

他にもいろいろと疑問があり、例えば整理番号1の江部乙北西地区では、事業完了時の受益戸数48戸に対してアンケートの配布数13戸となっており、差引35戸が離農したのかと見えてしまい、配布先を抽出して選定したのか、受け取ってもらえなかったのか、いろいろな解釈ができるため、このようなことも丁寧に整理してもらいたい。

さらに、「○主要作物の収量」で、収量は実施前から変化していないものの作業時間は減少と記載しているが、これは弁解であり余計な記載のため、内容が不明瞭になっている。また、「○作業時間」では、大型機械の導入等を記載しているが、当該欄に該当する内容ではないため、「○その他（現場での改善意見）」で記載してもらいたい。

弁解が記載してあるなど、データのまとめ方が非常によろしくないと思われるため、作物の収量と作業時間の関係がすぐ分かるようなクロス集計で整理してもらいたい。

「整理番号11～18 道営土地改良事業費（農地整備事業（畑地帯担い手支援型）」

「整理番号19 道営土地改良事業費（農地整備事業（畑地帯担い手支援型（単独営農用水）」
士幌地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

整理番号 19 のみが単独営農用水で、他の 8 地区と事業略称が一部異なっているものの、9 地区とも農政部の同じ担当課が所管しているため、9 地区を一括で説明・質疑。

【農政部農地整備課】

整理番号 11～19 に係る事業完了後の内容等について、資料 1 に基づいて報告。

《 質 疑 》

【中津川委員】

【アンケート調査結果】の「○作業時間」について、全体を通して「実施前と変わらない」という割合が 2～3 割ぐらいで、整理番号 12 の美幌豊栄地区は 47% も「実施前と変わらない」という結果になっているが、これはなぜか。事業によってほ場の環境を見違えるように良くしても作業時間が変わらないというのは、一番発揮してほしい事業効果が出ていないのではないか。

作物の収量は天候の関係等で実施前と変わらないこともあるのかもしれないが、作業時間はもう少し改善していてもよいのではないか。

【内田委員長】

整理番号 1～10 も含めて、全体的に総事業費の変動が大きい地区は、要望の追加や取りやめといった表現が常套句のように記載されている印象があった。

作業時間に思ったほど効果が出ていないことについて、回答はどうか。

【農政部農地整備課】

中津川委員の質問だが、【アンケート調査結果】には正直な結果をそのまま記載している。

道として、事業実施に当たっては、効率の良い農作業ができるように暗渠排水や区画整理等を行っている。

ただ、アンケート結果はこれ以上に深く掘り下げたものがないため、「実施前と変わらない」と回答した農家がどのような状況を意識して回答したのかは何とも言えない。例えば暗渠排水を整備した場合、排水性が向上して降雨後にほ場に入れる時間が少しでも短縮されたということがあるのかもしれないが、そのようなことをあまり意識せずにアンケートに回答したのかどうかは何とも言えない。しかしながら、何かしら改善されるように事業を行っているつもりであり、アンケートの回答内容に対して、少し深く掘り下げて聞けるような対応を今後は考えていきたい。

【中津川委員】

今のような内容が、先ほど渡部副委員長から指摘のあった現場での改善意見に当たるのかもしれないが、アンケートの回答を主観ということで済ませてしまうと、アンケートを行っている意味がない。

作業時間というのは最も客観的な指標だと思うが、ほ場条件が良くなっているにもかかわらず、作業時間が実施前と変わらないというのはいかがなものか。特に整理番号 12 の美幌豊栄地区は、いくら主観が入っているとすると、「実施前と変わらない」が 47% というのはかなり大きい数字であり、そういうところは分析した方がよい。

【農政部農地整備課】

了解した。

【内田委員長】

先ほどの議論でも柏木委員から指摘があったが、大区画化が進んでいるのに対して作業時間だけを聞いており、何かしら基準を設けないと客観的な結果とならない。アンケートの設計が良くない。

【柏木委員】

畑地帯のため元々の区画が大規模で、勾配修正や暗渠排水を行っても作業時間そのものは変

わらないということは考えられないか。

一方、要望の取りやめというのが結構あって、例えば整理番号 18 の川西北 2 地区は要望取りやめで総事業費が減額となっているが、これはどのような理由によるものか。離農によって対象面積から除外されたのか、あるいは特定の工種だけが取りやめとなったのか。当初の計画がしっかりしていないのであれば問題であり、取りやめの理由をもう少し説明してもらいたい。

【内田委員長】

離農かどうか、簡潔に回答をお願いします。

【農政部農地整備課】

離農ではない。単純に投資環境の変化が一番大きな要因かと思われる。

【柏木委員】

つまり農家が最初は要望していたが、収支的に困難となって要望を変更して取りやめたということか。

【農政部農地整備課】

大半の場合はそのように考えられる。ただ、大規模な畑作経営の場合、例えば十勝地方だと 4 品目による輪作体系を組んでいる。農家からすると、輪作体系の都合上、例えば秋まき小麦の時期に合わせて 4 年に 1 回しか施工できないという場合もあり、もしかしたらこの年に合わせて施工することができなくて取りやめたというような農家もいるかと考えられるが、大半の場合は営農計画の変更というか、投資順位の変更ということがあるかと思われる。

【柏木委員】

そのように施工側が予想できないような事態が生じると、なかなか事業計画を立てるのが困難と思われる。

【内田委員長】

他に意見等がないため、本報告に関する議事は終了とする。

(2) 令和 3 年度公共事業（大規模等）事前評価

① 事前評価対象地区に係る報告

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今年度の事前評価対象地区は 35 地区となっており、全て「令和 5 年度の事業採択等予定地区のうち事業費 10 億円以上の地区」に該当。

部ごとの内訳は、農政部所管が 28 地区で、道営土地改良事業費 26 地区と道営農地防災事業費 2 地区、水産林務部所管が漁港海岸保全事業費 1 地区、建設部所管が 6 地区で、道路改築事業費 2 地区、広域河川改修事業費 1 地区、都市計画街路事業費 3 地区。

《 質 疑 》

特になし。

② 事前評価対象地区の分担

【事務局（総合政策部計画推進課）】

地区分担の事務局提案は資料 3 のとおり。

全員評価地区は整理番号 5 の道営土地改良事業費 富士地区、整理番号 28 の道営土地改良事業費 樺岡第 2 地区、整理番号 33 の都市計画街路事業費 3・3・8 金星橋通・3・3・20 永

山東光線地区、整理番号 35 の都市計画街路事業費 3・3・26 愛国北園通地区の4地区を提案。

各委員の担当地区は31地区で、1人当たり4～5地区を担当。

《 質 疑 》

特になし。

《 結 果 》

全員評価地区及び委員担当地区は事務局からの提案どおりで決定。

(3) 事後評価の方向性 (案)

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

事後評価の方向性 (案) に係る事務局提案は資料4のとおり。

令和2年度 (2020年度) に行った政策評価条例の施行状況等の点検に際し、政策評価委員会から出された意見を踏まえ、「2 視点」では方向性の検討に当たって4つの視点を整理。

4つの視点に基づく事務局提案は「3 方向性 (案)」のとおりで、令和4年度から試行を実施。試行の具体的な内容は「3 方向性 (案)」の(1)～(5)のとおり。

《 質 疑 》

【中津川委員】

もし現地調査を行う場合、受益者の生の声を聞くことが可能であればお願いしたい。

【内田委員長】

現地で受益者の声を聞くことは非常に意義があつて、効果が出ているかどうかを把握しやすいと思われる。

【千葉委員】

試行の初年度からでなくてもよいが、今の専門委員会の委員が事前評価や再評価を行った地区を対象に事後評価を行うことができれば、事後評価をより充実させることができると思われるため、評価の対象は「事業完了後5年」ではなく、「事業完了後3年」にすることはできないか。

【内田委員長】

P2の3「(1) 評価の対象」の「事業完了後5年が経過した地区」の5年について、委員の任期を鑑みて3年にしてはどうかということである。この5年というのは、事業の完了から効果が発現するまでの十分に長い期間として設定されているかと思われるが、3年あれば恐らく効果は発現していると思われるため、変更が可能であれば、3年とすることにより、今の委員が事前評価や再評価を行った地区を事後評価でも確認できることになる。

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

今の意見は非常に重要なものである。今後、試行を進めていく中で、事業完了後3年というスパンが有効に作用するかどうかということを見極めながら、完了後の経過期間も検討していきたい。現時点では関係省庁の基準に基づいて経過期間を設定しているが、北海道らしい事後評価を検討していく上で、今の意見も参考にしながら進めたいと思う。

【柏木委員】

P4の事後評価調書の「II 整備施設の管理・利用状況」は大事だと思うが、水産林務部所管事業で魚礁等を整備した時の魚の数の増減に係る調査、あるいは河川改修後の水位や流量の変

化に係るデータの取得など、事後評価のために職員に新たに大きく負担が掛かることはないのか。イメージが付かないが、必ずこのような調査を行うようなものなのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

例えば農政部所管事業の場合、農林水産省では事業完了後5年が経過した地区を対象に事後評価を行っており、P4の事後評価調書よりもはるかに多岐にわたる項目を評価している。

今回の事後評価の検討に当たっては、P1の「1 政策評価委員会の意見」の上から5点目「数値のみに頼らない評価という点で、完成後の維持管理状況や使用状況を定性的に見るような、緩やかな事後評価」、あるいは上から2点目「事後評価結果を事前評価に反映させる」という内容を採用しつつも、下から2点目「公共事業評価専門委員会の作業が極端に増えてしまう」といったことを踏まえ、「負担の少ない工夫」を考えた結果となっている。

P4の事後評価調書の「II 整備施設の管理・利用状況」は定性的な評価を考えており、例えば魚礁の場合にはROV等の調査が進んできているほか、道路や河川の場合は再評価の補足資料でも示された航空写真等で確認できると考えている。また、農政部所管事業では農林水産省の事後評価を実施しているため、これと同一地区を対象にするなどの対応が考えられるほか、施設の完成後に通常は写真を撮るかと思われるため、そのような資料等を活用することで、各部の負担が大きく増えることはないと考えている。さらに、完了後報告は今年度の場合、農政部所管で19地区だったが、事務局案による事後評価の試行は各事業種別の代表1地区としているため、委員も各部も極端に負担が増えることはないと考えている。

【内田委員長】

あまり負担が増えないような形で進めることになるかと思われる。

【柏木委員】

それならよろしいかと思う。

【中前委員】

従来の完了後報告がなくなって事後評価に変わるとなった時に、アンケート調査結果等は事後評価でも対象とするのか。完了後報告では全ての該当地区を対象としていたが、事後評価で地区を抽出することになると、アンケートを行わない地区が出てくるのかどうか分からないので教えてもらいたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

農政部所管事業の場合、アンケートはフォローアップの意味で行っているものであり、完了後報告の有無に関係ないと考えている。

また、完了後報告であるが、今まで農政部所管事業のみの報告となっていたのは、平成28年度の本格実施時に、水産林務部と建設部の所管事業の平成28年度までに完了した地区は報告済みという扱いになっていたためである。いずれも事業完了から5年経過後に完了後報告の対象となるが、平成29年度以降の完了地区だと令和4年度から完了後報告の対象に該当する。このため、令和4年度も完了後報告を続けると、平均で約14地区の農政部所管事業に加え、水産林務部と建設部の所管事業が報告の対象となり、更に事後評価の試行を行うとすれば、10地区前後は評価の実施地区になると考えている。

こうなった場合に、専門委員会として完了後報告も事後評価も行うということであれば意向に従うが、事務局としては昨年度の政策評価委員会の意見を踏まえ、負担の少ない工夫ということで、完了後報告を廃止して事後評価の試行を提案するものである。

【中前委員】

了解した。

【内田委員長】

事後評価の方向性について、審議結果のまとめを行う。

いろいろ意見は出たが、事務局からの提案どおりとする。ただし、千葉委員からの意見に基づき、P2の「3 方向性(案)」の「(1) 評価の対象」については、今の委員が事前評価又は再

評価を行った地区を事後評価も行えるよう、「事業完了後5年が経過した地区」を「事業完了後3年が経過した地区」に変更する。この「3年」については、試行を進めながら短いようであれば柔軟に変更すれば問題ないため、まずは「事業完了後3年が経過した地区」に見直すのみとし、それ以外は事務局からの提案どおりで進めたいが、よろしいか。

【中津川委員】

事後評価の結果はどのような扱いになるのか。PDCAサイクルで次のアクションに何かしら活用することになるのか、その点を教えてもらいたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事後評価は、事業の効果を次の事業実施の際にフィードバックするということが基本的な考え方になっているため、事前評価と同時期に行うことで事後評価の審議結果を事前評価に反映し、次の事業につなげていくという流れで進めたいと考えている。

【中津川委員】

例えば完了した地区で何か問題があったら、今後はそのような問題が発生しないように対応策等を反映させていく扱いという理解でよろしいか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

そのとおり。

《 結 果 》

P2の「3 方向性（案）」の「(1) 評価の対象」を「事業完了後3年が経過した地区」に変更し、それ以外は事務局からの提案どおりとして、令和4年度から試行を行う。

(4) 令和3年度再評価に係る付帯意見への対応

【農政部農村計画課】

計画策定の精度向上に向けた農政部の取組について、資料5に基づいて報告。

《 質 疑 》

【厚井委員】

P2とP3に棒グラフが掲載されていて、P2は「事前評価時と採択結果報告時」ということだが、採択結果報告時というのは採択された時という理解でよろしいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【厚井委員】

P2の棒グラフに再評価時、あるいは採択時から再評価時など、もう少し時間が経過して事業が進んでからの変動割合を掲載することはできるのか。

【農政部農村計画課】

P2の図2及び図3は「事前評価時と採択結果報告時」ということで期間は短いですが、P3の図4は「事前評価時と再評価時」ということで、ある程度時間が経過してからの変動割合となっている。

【厚井委員】

了解した。

【中津川委員】

P1の「今後の取組」について、事前説明の際に、1点目の2か年調査は具体的な話で効果が現れているから分かりやすいものの、2点目は精神論的な話で漠然としていて不明瞭という意見を伝えたが、地域の整備構想というのは何か。市町村の計画など、具体的な計画があるということか。

【農政部農村計画課】

地域の整備構想は、申請前に地元から提出される具体的なもので、今回の事業実施エリア、地域の問題点、問題解決のための概略の事業内容等が記載されたものになっている。

【中津川委員】

様々な例があると思うが、事例が示されれば具体的な内容を参考にできると思われるため、事例を示した方が良いと思われる。

【農政部農村計画課】

了解した。

【柏木委員】

確認であるが、説明の内容どおりとすると、今回の付帯意見が示される前から、付帯意見に対応する内容を自発的に取り組んでいたと聞こえるが、それは農政部としてもこのような問題があることを認識して、既に対策を取っていたということか。

今回の付帯意見はいつ示されたものか。

【農政部農村計画課】

今回の付帯意見は令和3年度公共事業再評価のものであるが、その前の専門委員会における同様の意見や、農政部として計画的に事業を進めていく必要性を踏まえ、取組を進めていた状況である。

【柏木委員】

今回の付帯意見の前からきちんと進めていて、付帯意見に対応して強化した部分というのはないのか。

【農政部農村計画課】

更なる精度向上を図るため、今後の取組として地元支援の強化に取り組んでいこうと考えている。

【柏木委員】

それは令和3年度から一部で行っているのではないのか。

【農政部農村計画課】

令和3年度は試行段階で地区数も少なく、取組の効果も検証されていないため、まずはこの取組を着実に進めていくということで考えている。

令和4年度は、今年度の取組の問題点等が出てくると思われるため、それらの検証を行うとともに、地区数をもう少し増やして取組を拡充していきたいと考えている。

【柏木委員】

了解した。

【厚井委員】

先ほどの質問の続きだが、図2と図4を比べると基本的に各変動区分の割合がほぼ同じになっており、採択年度がR3の場合は、「変動なし」、「10%未満」、「10%以上」、「20%以上」の各区分の地区数が同じになっているが、これは採択結果報告時と再評価時が同じ事業費だったということになるのか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【厚井委員】

これまでの再評価の傾向として基本的に事業費が増えている印象で、資料5の内容を疑っているわけではないが、その傾向を見て取ることができず、図2や図4の内容は特に問題ないのか。確認をお願いしたい。

【農政部農村計画課】

まず、採択年度R3について、図2と図4で変化がないのは、採択結果報告時から再評価時まであまり時間が経過していないという理由があるかと思われる。

また、再評価における事業費の増額傾向について、現在、再評価の対象となっているのは採択年度がH27やH28の地区で、図2でも変動割合の大きかった時期に該当していることから、再評価でも増額傾向になっているのではないかと考える。

【厚井委員】

ちなみに、図4の令和3年8月時点の再評価時はどのような事業費になるのか。

【農政部農村計画課】

今年度再評価の該当の有無に関係なく、令和3年8月時点の地区のデータを基に整理しており、採択年度R2やR3は再評価の対象となっていないが、図2～図4の作成に当たってデータとして整理した。

【厚井委員】

採択年度R3の採択結果報告時と再評価時には同じ事業費が入っているという理解でよろしいか。

【農政部農村計画課】

「変動なし」の区分は同じになる。

【厚井委員】

状況は了解した。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今の質問に対して事務局から補足する。

採択年度R3の場合、図2は「事前評価時と採択結果報告時」ということで、令和2年5月の事前評価時点と令和3年4月の採択時点の変動を表し、図4は事前評価時点と令和3年8月時点の変動を表している。

採択年度R2も同様で、採択年度をベースにして、それぞれの時点でどのように変化しているかを示している。図2と図4で相違のある場合として、例えば採択年度R1を見ると、図2の「変動なし」は6地区となっているが、図4では「変動なし」が5地区となっており、1地区は他の変動区分に移動したと思われるが、そのような理解でよろしいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【渡部副委員長】

今の説明で私としてはある意味で納得したような気がする。

平成28年度から取り組んでいる2か年調査によって、事前に農家から出し尽くした要望を事業計画に反映しているため、今後は事業費の変動が少なくなるということで、その数が現れていると理解している。

一方で、図3は事業量ということで、用水路の延長や農地の面積等で整理していると思われるが、図3では「20%以上」や「50%以上」がたくさん入っており、採択年度R2は「50%以

上」が5地区ということで約23%になっている。そうすると、事業費として現れないにもかかわらず、事業量が増えているというところが理解できなくなってしまうが、これはどのように解釈したらよいのか。

【農政部農村計画課】

事業量の変動要因の詳細を把握していないため、改めて回答させてもらいたい。

【内田委員長】

推測の域を出ないが、完了後報告と同様に、事前評価後に新たな要望の追加や取りやめがあった影響ではないかと思っているが、そういうことではないのか。完了後報告でも、事業量の変動があるにもかかわらず、要望の追加と取りやめで費用が相殺され、事業費があまり変動していない地区があったため、事前評価時と採択結果報告時の比較でも同様の事例が結構あるのではないかと推測した。

これについてはきちんと精査して、再説明する必要があるかと思われる。

【農政部農村計画課】

事業量の変動要因を調べて改めて報告させてもらうが、今後はこのような変動を防ぐため、地元支援に取り組んでいきたいと考えている。

【内田委員長】

令和3年度再評価に係る付帯意見への対応について、各委員の意見を踏まえて審議結果のまとめを行う。

まず、P1の「今後の取組」について、2点目の「整備構想を検討する段階から道が地元支援を実施」は、中津川委員が指摘しているとおり、実効性が不明瞭である。

また、完了後報告では、事業完了時の事業費や事業量が事業採択時から大きく変動しているが、図2～図4はあまり時間が経過していない時点間を比較していて過少に現れていると思われるため、図3の事業量の変動要因と併せて、次回以降の専門委員会でそれについてもきちんと説明してもらいたい。

特にポイントは「今後の取組」の2点目で、これまで事前評価後又は事業採択後の要望の追加や取りやめが問題になっていることに鑑み、「整備構想を検討する段階から道が地元支援を実施する」ことによって事業量や事業費の変動が抑えられるのか、実効性を伴った形で、次回以降の専門委員会で報告してもらいたいと思うが、いかがか。

【農政部農村計画課】

道による整備構想の支援は計画策定の前段の内容となっており、令和4年度からの本格実施を目指して、今年度から試行ということで始めたばかりで、まだ結果が出ておらず、データがそろっていないため、今すぐ効果を示すのはなかなか難しいと考えている。ただ、取組内容はもう少し具体的に示すことはできると考えている。

【内田委員長】

採択後における要望の追加によって、他地区の採択が先送りとなるような悪い効果が生じるため、地域の整備構想の作成段階で、例えば採択後の要望追加は原則として認めないといったことや、社会的費用の大きさを勘案して採択後における要望の取りやめも極力認めないなど、取組の中でどのような説明を行っているのかなど、実効性を伴った形で示してもらいたい。

資材・労務単価の上昇など、やむを得ない要望変更は構わないが、それ以外の要望の追加や取りやめについて、上手く交通整理して実施できるかどうかだと思われるため、そのようなことが見える形で、次回以降の専門委員会で報告してもらいたいと思うが、各委員の意見はいかがか。

【各委員】

異議なし。

《 結 果 》

本委員会での審議を踏まえ、次回以降の専門委員会で改めて担当課から報告してもらうこととする。

(5) 令和3年度再評価に係る翌年度完了見込み地区の事業期間延伸

【事務局（総合政策部計画推進課）】

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（以下、「再評価実施方針」という。）3（7）アでは、既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度までに完了する見込みの地区を評価の対象外と規定。

このうち評価対象の翌年度に完了する見込みの地区は、再評価実施方針8（2）に基づいて翌年度完了見込み地区一覧表を報告し、完了年度に変更が生じた場合は更に同（5）に基づいて変更内容や変更理由等を報告することを規定。

第4回専門委員会において、翌年度完了見込み地区として、農政部39地区、水産林務部5地区、建設部4地区の計48地区を報告し、完了年度が変更となる場合は本委員会で報告することが決定。

農政部39地区のうち資料6に掲載の5地区について、事業期間を1年延伸して令和5年度完了予定となる旨、先月中旬に農政部から報告。

従来の再評価実施方針でも同様の扱いとなっていたものの、今回が初めて適用となるケースで報告様式を定めていないことから、公共事業再評価調書により変更内容や変更理由等を農政部から報告。

事務局会場の都合により、整理番号15・22・31の説明と質疑、整理番号36と38の説明と質疑の順で進行。

「整理番号15 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）） 芽室北第2地区」

「整理番号22 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）） 女満別南部地区」

「整理番号31 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））） 新美原地区」

【農政部農地整備課】

整理番号15の芽室北第2地区、同22の女満別南部地区、同31の新美原地区に係る変更内容や変更理由等について、資料7及び補足資料に基づいて報告。

《 質 疑 》

【中津川委員】

事前説明で畑地かんがいの内容がよく分からなかったが、今の説明でよく分かった。

ただ、高温障害だろうが少雨だろうが、当初計画から畑地かんがいの整備を予定していたにもかかわらず、先端に付けるレインガン等を追加したために完了年度を1年延伸したとしか理解できないが、その解釈で間違っていないか。

【農政部農地整備課】

簡略に説明したため補足する。

畑地かんがいが導入できる地区というのは、国営事業でダム等の取水施設が整備された関連地区となっており、国営事業は3,000ha、4,000haといった1つの市町村をほぼ囲むようなエリアに、幹線用水路を整備して水を配分できるようにしている。道営事業は国営事業に関連する部分で、500haや1,000haといったエリアに分割して、幹線用水路から先の細い管を配線して

末端の散水機まで導入する仕組みになっているが、事業採択時点で受益者全員がリールマシンまで導入するような計画にはどうしてもならない。これは、リールマシンの導入に当たって農家の負担金が発生することから、最初から導入を希望する農家がいる一方で、優先順位が相対的に高くないために、今回は導入を見送って次回の事業で導入を考えている農家がいるためである。ただ、そのような中で今回のような干ばつが発生した時に、次回の導入を考えていた農家が、投資計画を変更してでも整備の優先順位を変更して、今回の地区で散水機を導入したいという申出があったため、道としても緊急性を認めて、今回の地区でリールマシンの導入を追加した。

【中津川委員】

それは分かるが、そもそも畑地かんがいでは、令和4年度まで水をまくための整備を行ってきたわけではないのか。リールマシン等がなければ水がまけないのは当たり前の内容であって、完了年度が1年延伸したのは農家が負担できるようになったかどうかだけという、それだけの理由ということではよいか。

【農政部農地整備課】

元々導入を希望している農家の要望は当初の事業計画から入っているが、多大な農家負担を伴うため消極的な農家もいる。また、農家自身の長い営農経験の中で、そこまで必要性を感じていなかった農家もいる。ただ、昨年のような異常な干ばつを受けて、どうしても末端の散水機を導入したいという気持ちが出てきた。

【中津川委員】

質問の意図は、給水栓まで整備したとしても、その先の高圧ホースやレインガン等がなかったら水がまけないため、農家が末端までの整備の負担ができないと言うのであれば、給水栓の整備だけで終わって、事業効果は発揮できないということではよいかということ。

【農政部農地整備課】

事業効果として、給水栓までの整備で段階的な整備ということになるが、水は出るため防除用水等には使用できるが、リールマシンは持っていないため、今回のような大規模な散水まではできないということである。

【中津川委員】

例えば、今回のような高温少雨といった事象がなければ、給水栓までで終わっていたのではないのか。その場合、その先の対応はどのように考えられるのか。

【農政部農地整備課】

今回の事業で導入しない場合は、段階的な整備として私費整備又は次の事業のタイミングで要望することになる。

【中津川委員】

よく分からないが、とりあえず結構である。

【内田委員長】

ひどい干ばつに起因して出てきた追加要望を全部取り込んだと思われるが、干ばつがなかったら、恐らく中津川委員が指摘されるとおり、令和4年度で完了していたかと思われる。

【千葉委員】

畑地かんがいについて、給水栓まで整備されていれば、リールマシンがなくても一定のかんがい効果というのは出るのか。それともリールマシンがないと、給水栓まで整備しても全く意味がないことになるのか。

【農政部農地整備課】

全く意味がないというわけではない。タンクに給水して水をまくことは可能で、防除ではそ

のように対応しており、水は利用している。ただ、手間を掛けずに大規模な散水が必要となった場合には、専用の散水機がないと水をまくのはなかなか難しい。

【千葉委員】

そうであれば、今回のような干ばつが発生する前は、給水栓まで整備されていれば、農家はリールマシンを導入するまでもなく、自力で水をまくことを当初は考えていたという理解でよいか。

【農政部農地整備課】

そのように理解することもできる。

【千葉委員】

了解した。

【柏木委員】

整理番号 15 の芽室北第 2 地区や同 22 の女満別南部地区は、防除用水や営農用水にも困っていたような地区なのか。

【農政部農地整備課】

給水栓を利用して防除には使用している。

【柏木委員】

このようなかんがい事業のエリアとなったため、給水栓まで整備しておけば、将来的にハウス栽培を行う場合でも多孔管等を購入することで効率的に高収益作物を生産できて、農業の展開が広がるということで、今回は給水栓までの整備としていたが、今回の干害で畑にきちんと散水して減収を抑えたいと痛切に感じたため、リールマシンの導入を追加しようという農家があったという理解でよいか。

【農政部農地整備課】

全くそのとおりである。

【柏木委員】

事前説明の時にも確認したが、今回の地区では地域にまく水の量はきちんと確保されているということでよいか。

【農政部農地整備課】

確保されている。

【柏木委員】

水が確保されていない状況でリールマシンの導入を追加しても水が足りなくなるため、水が確保された上で積極的にリールマシンを導入したい農家が増えたということであれば問題ない。

【内田委員長】

整理番号 31 の新美原地区について、資料 7 の P2「Ⅶ 事業計画変更」の「変更理由・内容」で、「変更③」の 1 点目の 2 行目に、干ばつが発生したため、地下かんがいが可能となる暗渠排水の追加要望が挙がっており、それと併せて区画拡大の整備が必要と記載されている。しかしながら、先ほどの説明では暗渠排水を整備するために区画拡大が必要という、全く逆の説明になっているような感じである。ここを読んで疑問だったため、事前に事務局に確認したところ、この区画拡大は必ずしも必要ないという回答を得ている。

このような便乗と取れるような追加があると非常に問題だと思うが、資料 7 の内容と先ほどの説明のどちらが正確なのか。区画整理を行わないと暗渠排水が整備できないのか、資料 7 に記載されているように併せて区画拡大を追加したのか、全く意味合いが違ってくるため、回答をお願いしたい。

【農政部農地整備課】

資料7の区画拡大が必要というところは、調書への表現としては書き過ぎという気がする。

地下かんがいを整備するために区画整理ということになるが、どうしても均平の整った水田でなければ地下かんがいの効果が均等に発揮されないため、区画整理として整地工を伴った整備は必要である。ただ、地域の整備水準と同等の水準まで区画整理を行うに当たって、今回の事業で整地を行っているということである。

【内田委員長】

それも説明されていて、畑地かんがいの場合は畑地を平らにしないと駄目だが、地下かんがいの場合は水田が既に平らになっているという説明を事前に受けており、前に聞いている内容から乖離していく感じを受ける。百歩譲って干ばつによる地下かんがいの追加要望があったとしても、それに付随して便乗的に区画拡大を追加したのであれば大きな問題だと思うが、それについてはどうか。

先ほどは書き過ぎた、説明がまずかったというような説明があったが、簡単に言うと、資料7の記載内容と本委員会での説明内容が全く違う意味になっているということであり、それについていかがか。

【農政部農地整備課】

(回答なし)

【内田委員長】

リアクションがないということは便乗的に区画拡大を追加したということだと思われるが、このような便乗的な追加要望を受けることで、後続の地区で整備を待つ農家にも迷惑が掛かるため、きちんと断るようなことも考えてもらわないと困る。

【柏木委員】

内田委員長が言うように区画拡大は必要ないと思っており、資料7の単純な記載ミスではないのか。実際に区画拡大の要望も受けているということなのか。

【内田委員長】

資料7や補足資料でも区画整理の面積が増えているため、暗渠排水に併せて区画拡大の追加要望もあったかと思われる。

【農政部農地整備課】

今回の追加要望は地下かんがいを目的としており、それをメインとして整地工も含めて区画整理で対応している。ただ、この先の整備水準を考えた時に、小区画のままとするのか、あるいは二重投資を避けるために、ある程度、地域の整備水準に近付けた区画規模とするのかという考えがある。そのように考えた際に、やはり近傍と同程度の区画に拡大した上で地下かんがいを整備するような区画整理で対応した。

【内田委員長】

予想どおりの回答である。

時間の都合により、次に整理番号36と38の説明と質疑を行い、最後に全体を通しての質疑とする。

「整理番号 36 道営農道整備事業費（農地整備事業（通作条件整備・一般） トナム地区）」

【農政部農村整備課】

整理番号36のトナム地区に係る変更内容や変更理由等について、資料7及び補足資料に基づいて報告。

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

用地買収の関係により、工法を変更してフトンカゴを置くことによって事業完了が遅れるということだが、工法変更による事業費の増減はどこで確認できるのか。

【農政部農村整備課】

再設計の結果、フトンカゴを積むことによって既製コンクリートフルームが既設利用できるため、事業費の増減なく完了できる予定である。

【渡部副委員長】

工事費に大きな変更はなく、再設計に追加の事業費が必要になったということか。

【農政部農村整備課】

そのとおり。

【渡部副委員長】

了解した。

用地買収の案件をもっと早く解決しようということにはならなかったのか。

【農政部農村整備課】

単純な買収ではなく、関係者の多数いる相続に関係する買収で、新型コロナウイルス感染症の影響により手続が進まなかったという背景がある。

【渡部副委員長】

事前説明の時にもやむを得ない事情と理解したが、公共事業であることに鑑み、もう少し早く決断していれば予定どおりに完了できたのではないかという反省点でもあると思われる。

【農政部農村整備課】

今後の参考にする。

「整理番号 38 海岸保全施設整備事業（侵食対策） 丸松地区」

【農政部農村整備課】

整理番号 38 の丸松地区に係る変更内容や変更理由等について、資料 7 及び補足資料に基づいて報告。

《 質 疑 》

【内田委員長】

念のための確認であるが、令和 4 年度でも完了しようと思えば完了できたということによるのか。

【農政部農村整備課】

もし 1 月ぐらいまで工事を実施できたら、今の予算で来年度に完了することはできる。

【内田委員長】

了解した。念のための確認で、安全上の問題だけで完了年度が延伸したということによるのかと思う。

《 全体質疑 》

【内田委員長】

本案件全体を通して意見があれば受けたいと思うが、いかが。

【柏木委員】

整理番号 31 の新美原地区について、先ほどの質疑で内田委員長の言うことも分かるが、資料 7 の P2「Ⅶ 事業計画変更」の「変更理由・内容」の書き方の問題だけと解釈できないかと思っている。私が言うことではないが、小区画のままの水田に地下かんがいを整備しても、将来的に区画拡大が必要となった際には、今回の暗渠排水を壊してから新たに整備しなければいけない。このため、農家が今後のことを考えて、地下かんがいの備わった高度汎用的な農地の整備を要望した結果、区画整理が追加となったと考えれば多少は問題ないと思うが、農政部の見解はどうか。

【農政部農地整備課】

柏木委員の言うとおりで、頭の中ではそのように考えている。

資料 7 は区画拡大が必要という部分だけが強調されるような記載になっている。道としても、近傍と同程度の水準に整備しないと、今回追加した区画だけがどうしても取り残されてしまい、将来的に農地の流動化が生じた際の支障になってしまいかねないということも含め、今回の事業である程度の水準まで仕上げたいというのが本当のところである。

【中前委員】

畑地かんがい全般についてだが、今回はたまたま令和 3 年に大規模な干ばつがあって、農家が慌ててリールマシンの追加を要望するというように方針が大きく変わったと思うが、このようなことがあると、何か起こった時に簡単に計画を変更できると農家自身が思っていると捉えられるのではないかと。何が言いたいかというと、このような大きな事業を行うタイミングで、農家にも長期的な視点で要望を求めてもらって、当初からリールマシンの導入を計画しておけば、干ばつが発生しても慌てて大きく計画変更しなくてもよかったのではないかと。思う。

このようなことから、やはり当初計画は大変重要で、農家の意見を取りまとめる道庁側の役割は非常に重要かと思う。最初から事業費が多額となるような計画を立てるのは良くないが、最近の干ばつや気温上昇の傾向等を農家にきちんと伝えながら、後から要望を追加しようと思っても計画変更はそれほど簡単にできないことを最初にしっかり伝えて、そのことを理解してもらった上で当初計画を立てていくことが大事になってくるのではないかと。思う。

【内田委員長】

柏木委員の意見も理解できるが、私も中前委員と同じような考え方で、基本的に計画論というのは結果オーライでは駄目だと思う。計画論というのは、結果が駄目でもプロセスが合理的に決められていて、その時点でそれ以外に決定のしようがなかったというぐらい議論が尽くされていれば良いという考え方をするため、当初計画から入っていれば問題ないわけである。

地球規模の気候変動等が発生していることは衆目の一致するところで、世界では干ばつと洪水が同時に発生している地域もあり、ここ数年で突然に気候変動が起こっているわけではないため、このようなことも考えながら計画を立ててもらいたいと思う。

事業がスタートすると中止や見直しが非常に難しいため、基本的には当初計画どおりに進めるという考え方が重要である。ただ、何も変更できないと困る場合もあるため、ある程度の柔軟性も必要かと思う。そこで、線引きの基準というのは非常に難しいと思われるが、本案件の例で言うと、災害の発生による追加要望はやむを得ない思いながらも、それに付随して追加することはいかがなものかと考えている。便乗値上げのような印象で、説明時も意図的にそれが見えないような説明をしている感じがしているが、他の委員の意見はいかがか。

【渡部副委員長】

この後の議事(6)で、農政部からの説明を聞いてから話してもよかったが、意見を述べさせてもらう。

先ほどの議事(4)で、現在は事前に地元で整備構想が取りまとめられた後に 2 か年調査を行い、

農家から要望を出してもらって、それを調整しているということであるならば、原則として、本来はこのような要望は最初に全て聞いておくべきである。

それが今まで完全にできていなかったから、このような事態になっていると思うが、資料5の説明で、今後は道がアドバイスしていくという話もあったことから、そのような中で、事業計画の策定までに全ての要望を聞き、原則として追加要望は認めないという形で進めていくのが本来だと考える。このように、時には厳しく対応して、今回の事業で整備しなかったら次の整備のタイミングまで待たなければいけないというのが原則であると、そういう形を採るべきだというのが私の意見である。

【内田委員長】

令和3年度再評価に係る翌年度完了見込み地区の事業期間延伸について、各委員の意見を踏まえて審議結果のまとめを行う。

整理番号31の新美原地区については、今回の変更で令和5年度完了予定となっているため、本来であれば令和4年度再評価の対象から外れることになるが、今回の審議結果を踏まえ、令和4年度再評価地区の対象にした方が良いと思うが、いかがか。

【各委員】

了解。

【内田委員長】

さらに、このようなことが起こらないよう、整理番号31の新美原地区、並びに整理番号15の芽室北第2地区及び同22の女満別南部地区と同種事業の「道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業）」についても、令和4年度再評価では、令和5年度完了見込みであっても再評価の対象にした方が良いと思うが、それではよろしいか。

【各委員】

了解。

《 結 果 》

整理番号31の新美原地区は令和4年度再評価の対象地区とする。また、道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業）については、令和5年度完了見込みであっても、令和4年度再評価の対象地区とする。

（6）農業農村整備事業における追加要望への対応方針

【事務局（総合政策部計画推進課）】

第5回専門委員会の2日目において、全員評価地区の道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））三重地区の審議で、事前評価後の追加要望に対して様々な意見が出され、渡部副委員長からは追加要望への対応方針の明確化が求められたところ。

これを受け、農業農村整備事業全般における追加要望への対応方針について、本委員会で農政部から報告。

【農政部農村設計課】

追加要望に対する農政部としての考え方について、資料8に基づいて説明。

【内田委員長】

本来であれば各委員の意見や質問を受けるところだが、事務局会場の時間の都合により、本委員会では担当課からの説明のみとし、意見や質問は次回以降の専門委員会で改めて受けることとする。事務局においては、事前評価の全員評価地区ヒアリングの場を活用するなど、なるべく早い時期に専門委員会を開催して審議ができるよう、調整をお願いする。

【各委員・事務局（総合政策部計画推進課）】

了解。

3 その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

資料9に基づき、今年度の事前評価に係る今後のスケジュール（案）を説明。

本委員会終了後に事前評価実施方針に基づいて各部で一次政策評価を行い、3月7日までに評価調書等が事務局に提出され、今年度内に二次政策評価等検討チームによるヒアリングを実施予定。

4月中旬～下旬に委員担当地区のヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、各委員の判断により現地調査を行うことも可能。

全員評価地区についても、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、4月中旬～下旬に現地又は道庁でヒアリングを実施予定。

全員評価地区のヒアリングの際には、再報告が必要となった「令和3年度再評価に係る付帯意見への対応」、並びに担当課からの説明のみとなった「農業農村整備事業における追加要望への対応方針」について、ヒアリングの前又は後で専門委員会を開催して改めての審議を予定。

ヒアリング後は、5月中旬に公共事業評価専門委員会、同下旬に政策評価委員会を開催予定。

《 質 疑 》

特になし。

4 閉会